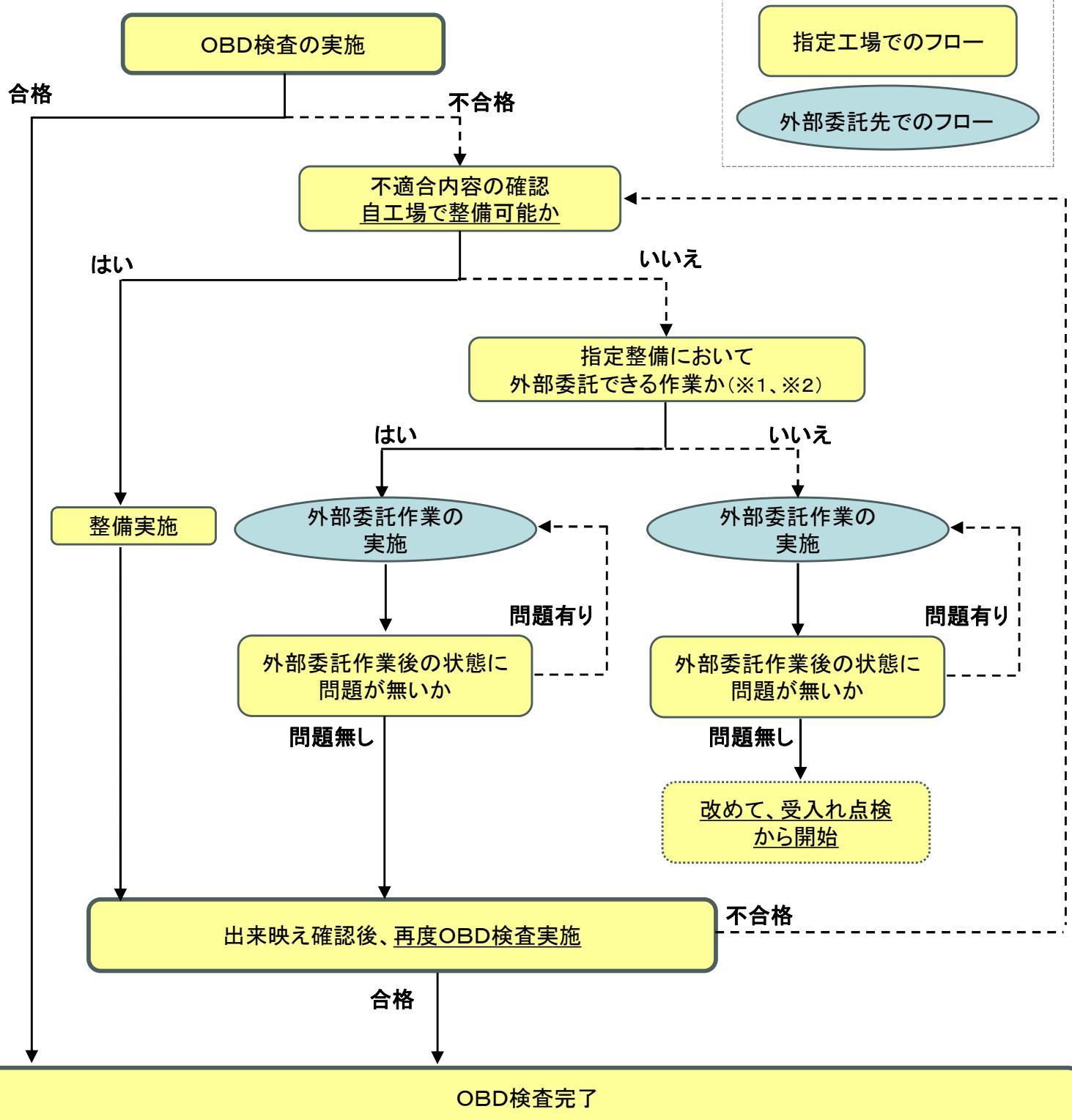


※修正箇所は赤字



※1 指定整備において、外部委託できる作業は以下の通り

- ・機械加工 　・鍛冶 　・メッキ 　・溶接 　・タイヤの修理 　・車枠及び車体の修理
- ・電気装置の修理 　・計器の修理 　・自動変速装置その他特殊な部品の修理
- ・電子制御装置整備の構内外注又は一部外注

※2 DTCを消去する作業のみであれば、「自動変速装置その他特殊な部品の修理」に該当し、外部委託が可能
 例) 「スピードメータ検査実施後にABSのテルテールが点灯、その後テルテールは消灯しても特定DTCが残る現象」
 について、当該特定DTCを消去する作業